

平成 22 年

第 1 回市議会定例会 議案第 59 号

函館市民プール条例の一部改正について

函館市民プール条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 22 年 2 月 26 日提出

函館市長 西尾正範

函館市民プール条例の一部を改正する条例

函館市民プール条例（昭和 46 年函館市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 1 の表中

摘 要	市内の学校に在学する小学生もしくは中学生または市外の学校に在学する小学生もしくは中学生で市内に居住するものが、土曜日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日ならびに市立小学校および市立中学校の夏季、冬季、学年末および学年始における休業日に当たる日を除く。）に利用する場合は、基本料金を無料とする。	を
-----	---	---

摘 要	市の区域内に居住する幼児は、無料とする。	に
-----	----------------------	---

改める。

附 則

1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この条例の施行の際現に函館市民プール条例別表第2に規定する幼児の回数券を保有する者から、使用料が無料となったことを理由として、その理由を証する書面を添付して当該回数券の払戻しの請求があったときは、この条例の施行の日から平成22年9月30日までの間に限り、500円に、未使用の券の枚数を11で除して得た額を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数は、1円とする。）を払い戻すものとする。

（提案理由）

市内の幼児の使用料を無料とし、および規定を整備するため